



兼職兼業について

地域クラブで指導を希望する方は、兼職兼業の許可(承認)を得て参加をお願いいたします。

■ 地方公務員である公立学校の教師等は、

- ①当該教師等が希望する場合であって、
- ②地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条等の規定に基づき、
- ③サービスを監督する教育委員会の許可を得た場合には、

兼職兼業を行うことが可能です。



■ 地域クラブ活動に従事することを希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に報酬を受けて従事することとなるため、一般的な手続きとして、兼職兼業希望先からの依頼状を基に上司である校長等へ相談・了承の上、サービス監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て、地域団体の業務に従事することとなります。

文部科学省資料 令和3年2月17日

「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」より抜粋

申請の流れ

教師

- ◆地域クラブより指導者の依頼があった場合
- ◆自分から地域クラブでの指導を希望をする場合

1

稲敷市では地域クラブの準備ができ次第、活動を開始します。参加希望者は、スポーツ振興課へ問い合わせください。

◆学校管理職との相談

2

本務への支障の有無などの確認・了承
(勤務日時や従事時間、健康管理等の観点)

兼職兼業の許可申請書を作成し、市教育委員会へ提出する。(稲敷市立学校職員服務規程第17条 様式第12号)

教師

- ◆地域クラブとの打合せ
依頼内容に基づいて、練習日、指導分担等の確認

4

- ◆申請書等の提出(下記①～③)

- ◆稲敷市教育委員会へで申請書の提出
(学務管理課へ)
本務への支障の有無や報酬額などの確認

3

- ◆ 兼職兼業の承認(申請書に承認印が入ります)

- ◆スポーツ振興課へ提出

- ①学校職員服務規程第17条 承認された様式第12号の写し

- ②稲敷市地域クラブ活動実施要綱第11条 様式第8号(指導者の登録)

- ③債権者登録等(指導謝金の支払いについて)

※この時点で、指導者の保険登録を行います。

※ご不明な点がございましたら、スポーツ振興課へお問い合わせください。

5

活動開始!

様式①～③はスポーツ振興課で用意いたします。



稲敷市地域クラブサイト

問い合わせ 稲敷市スポーツ振興課

Tel 029-892-8661

E-mail sports@city.inashiki.lg.jp

二次元コード➡

